

2024年8月30日

組合員各位

開業医共済協同組合
理事長 谷田部 雄二



令和6年台風第10号に伴う災害に対する非常取扱いについて

令和6年台風第10号に伴う災害による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
開業医共済協同組合では、この度の災害により災害救助法が適用された地域（当組合事業地区内に限る）の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いいたします。

記

1. 対象地域

【大分県】大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速水郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

2. 取扱内容・受付期間

(1) 開業医共済休業保障制度に関する掛金の払込猶予期間の延伸

掛金のお払込みが一時的に困難な場合、当組合にお申出いただくことで、通常の払込猶予期間（約款第24条3項）を含めて、最長6か月間延伸いたします。

3. 取扱代理店

【大分県】

大分県保険医協同組合 大分県保険医協会

TEL:097-568-0047 FAX:097-568-0073

〒870-0951 大分市大字下郡 1602-1

以上